平成２８年（フ）第３５９号
大分市富士見が丘東３丁目15番１号（フローレス21　202）
債務者　菊池由美子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３号
大分市萩原２丁目７番22号（フェアリー萩原203）
債務者　湯浅千恵美
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
宮崎市日ノ出町46番地１　清野ビル602号、前住所宮崎市大島町平原966番地１　ジェネシス大島Ａ棟208号
債務者　岩佐美智代（旧姓桝田）
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目31番８号海江田アパート201号
債務者　細川トミ子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1948番地２
債務者　原田　和美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第８号
鹿児島県出水市高尾野町上水流790番地１
コーポ斉藤５号
債務者　竹原　重洋
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第９号
鹿児島県出水市高尾野町上水流790番地１
コーポ斉藤５号
債務者　竹原　美奈
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1868番地　１号棟
債務者　小野　誠人
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第３号
沖縄県石垣市浜崎町２丁目６番地17　ミサヤマンション203
債務者　金城　麻末（旧姓竹西）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第８号
北海道小樽市末広町27番６号、前住所北海道小樽市手宮１丁目３番１号
債務者　眞鍋有希子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１２５０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地５－５棟910号
債務者　藤盛　貴志
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
徳島県徳島市国府町竜王６番地の34　県営住宅竜王団地
債務者　坪井　真吾
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３６号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地423メゾンルミナス201号室、旧住所徳島県板野郡上板町泉谷字メウト石24番地９
債務者　来代　正文
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４号
徳島県徳島市かちどき橋３丁目35番地　東富田コーポ205号室、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓214番地２
債務者　荒木　友里
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
徳島県徳島市三軒屋町外23番地の170　102、旧住所徳島県徳島市新浜本町４丁目４番58号
債務者　楠　　順次
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
徳島県徳島市北矢三町２丁目３番56号　Ｖシャトーアロースリー102、旧住所徳島県徳島市佐古一番町16番６号
債務者　中川　一也
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
徳島地方裁判所民事部